

附録 1 伝染性疾患登園意見書（医師記入）

保育所乳幼児がよくかかる感染症のうち、下の表にあるものについては、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、治癒証明書の記入、提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園になるよう、ご配慮ください。

伝染性疾患 登園意見書（医師記入）		
みどり保育所施設長殿		
みどり保育所 _____ 組 名前 _____		
病名： _____		
症状も回復し、保育所での集団生活に支障がない状態となったので、		
年	月	日から登園可能と判断します。
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
_____ 医療機関		
_____ 医師名		
※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が見込まれる段階で記入することが可能です		

医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから。
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから。
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 日～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮化してから。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が消失した翌日から 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
結核		感染の恐れがなくなってから。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	おもな症状が消え 2 日経過してから。
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから。
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111 等)		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、18 時間かけて連続 2 回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの。
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される。	医師により感染の恐れが無いと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れが無いと認めるまで。

- 本ページをコピーの上、主治医の先生に記入を依頼してください。